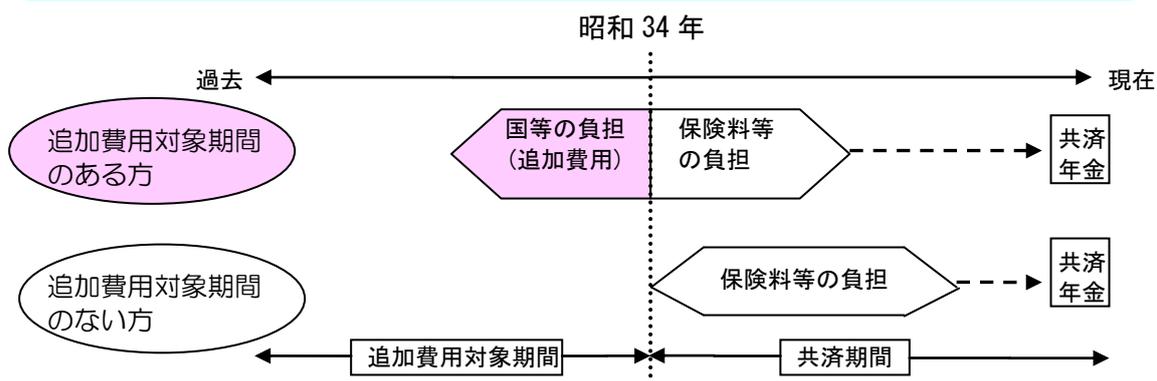


昭和 34 年以前の公務員期間のある方の年金額の改定

(平成 25 年 10 月定期支給期分から)

平成 24 年の法律改正により、年金額の計算の基礎となっている組合員期間に国家公務員の共済制度が施行された昭和 34 年以前^(※)の公務員期間(「追加費用対象期間」といいます。)のある方の共済年金の額については、制度切替前後の年金掛金の本人負担の差を考慮して、世代間の公平を図るため、平成 25 年 10 月の定期支給期分から、追加費用対象期間の長さに応じて、最大で年金額の 10%を引き下げることとなりました。



※地方公務員等共済制度が適用されていた方は昭和 37 年以前、沖縄の年金制度が適用されていた方は昭和 41 年以前になります。

改定の対象となる方

年金額の計算の基礎となっている組合員期間に追加費用対象期間がある方のうち、現在支給されている年金額が **230 万円(注)を超えている方が改定の対象**となります。

(注)年金額 230 万円には、①日本年金機構が支給する基礎年金の額、②地方公務員等共済制度から支給する共済年金の額も含まれます。(厚生年金や私学共済年金などは含まれません。)

※追加費用対象期間がない方、追加費用対象期間があっても年金額が 230 万円以下の方は改定の対象にはなりません。

改定後の年金額

※具体的な計算方法については、下記の計算例をご覧ください。

次の①～③の方法により計算した結果、**最も多い額が改定後の年金額**となります。

- ① 現在の年金額(退職共済年金の場合で、別途日本年金機構から基礎年金が支給されているときは、退職共済年金額+基礎年金相当額。次の②も同様です。)から、追加費用対象期間に係る部分の 27%を控除した後の額(次項の計算例において「27%計算による額」といいます。)
- ② 現在の年金額の 10%を控除した後の額(次項の計算例において「10%計算による額」といいます。)
- ③ 230 万円(注)

(注)退職共済年金と遺族共済年金など複数の公務員共済年金や、基礎年金を同時に

受けているときは、これらの年金総額が 230 万円となるように計算されます。

計算例

1. 単一の共済年金が支給されている場合

【事例 1】 退職共済年金＋老齢基礎年金を受給している方の場合

現在の年金額	退職共済年金 210 万円
	老齢基礎年金 60 万円(＝組合員期間に係る基礎年金相当額)
退職共済年金の額の計算の基礎となっている組合員期間	35 年(420 月)
追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間)	7 年(84 月)
追加費用対象期間に係る部分	(210 万円＋60 万円)×84 月／420 月＝54 万円

退職共済年金 210 万円＋老齢基礎年金 60 万円＝270 万円となり、230 万円を上回っていますので、年金額が改定されます。

①27%計算による額

270 万円(退職共済年金＋老齢基礎年金)－54 万円(追加費用対象期間に係る部分)
×27%＝255.4 万円

②10%計算による額

270 万円(退職共済年金＋老齢基礎年金)－270 万円×10%＝243 万円

③230 万円

この計算例の場合、①～③の額を比較しますと、①の額が最も多い額になりますので、改定後の年金額は、退職共済年金 195.4 万円(老齢基礎年金は 60 万円のまま)となります。

【事例 2】 遺族共済年金＋老齢基礎年金を受給している方の場合

現在の年金額	遺族共済年金 200 万円
	老齢基礎年金 60 万円
遺族共済年金の額の計算の基礎となっている組合員期間	40 年(480 月)
追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間)	8 年(96 月)
追加費用対象期間に係る部分	200 万円×96 月／480 月＝40 万円

遺族共済年金 200 万円＋老齢基礎年金 60 万円＝260 万円となり、230 万円を上回っていますので、年金額が改定されます。

①27%計算による額

260 万円(遺族共済年金＋老齢基礎年金)－40 万円(追加費用対象期間に係る部分)
×27%＝249.2 万円

②10%計算による額

260 万円(遺族共済年金＋老齢基礎年金)－200 万円×10%＝240 万円

③230 万円

この計算例の場合、①～③の額を比較しますと、①の額が最も多い額になりますので、改定後の年金額は、遺族共済年金 189 万円(老齢基礎年金は 60 万円のまま)となります。

【事例 3】 退職年金のみを受給している方の場合

現在の年金額	退職年金 280 万円
退職年金の額の計算の基礎となっている組合員期間	40 年(※)
追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間)	20 年(※)
追加費用対象期間に係る部分	280 万円×20 年/40 年=140 万円

(※)昭和 61 年 3 月以前に受給権が生じた年金については年数計算となるため、1 年未満の端数月は切捨てとなります。(以下同じ。)

退職年金=280 万円のため、230 万円を上回っていますので、年金額が改定されます。

①27%計算による額

$$280 \text{ 万円(退職年金)} - 140 \text{ 万円(追加費用対象期間に係る部分)} \times 27\% = \underline{242.2 \text{ 万円}}$$

②10%計算による額

$$280 \text{ 万円(退職年金)} - 280 \text{ 万円} \times 10\% = \underline{252 \text{ 万円}}$$

③230 万円

この計算例の場合、①～③の額を比較しますと、②の額が最も多い額になりますので、改定後の年金額は、退職年金 252 万円となります。

【事例 4】 遺族年金のみを受給している方の場合

現在の年金額	遺族年金 240 万円
遺族年金の額の計算の基礎となっている組合員期間	40 年
追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間)	20 年
追加費用対象期間に係る部分	240 万円×20 年/40 年=120 万円

遺族年金=240 万円のため、230 万円を上回っていますので、年金額が改定されます。

①27%計算による額

$$240 \text{ 万円(遺族年金)} - 120 \text{ 万円(追加費用対象期間に係る部分)} \times 27\% = \underline{207.6 \text{ 万円}}$$

②10%計算による額

$$240 \text{ 万円(遺族年金)} - 240 \text{ 万円} \times 10\% = \underline{216 \text{ 万円}}$$

③230 万円

この計算例の場合、①～③の額を比較しますと、③の額が最も多い額になりますので、改定後の年金額は、遺族年金 230 万円となります。

2. 複数の共済年金が支給されている場合(双方の年金に追加費用対象期間があるケース)

【事例 5】 遺族共済年金 2/3 支給+退職共済年金 1/2 支給+老齢基礎年金を受給している方の場合

(1) 遺族共済年金

現在の年金額 遺族共済年金 210 万円(うち支給額 140 万円)
遺族共済年金の額の計算の基礎となっている組合員期間 40 年(480 月)
追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間) 8 年(96 月)
追加費用対象期間に係る部分 $210 \text{ 万円} \times 96 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 42 \text{ 万円}$

(2) 退職共済年金

現在の年金額 退職共済年金 150 万円(うち支給額 75 万円)
退職共済年金の額の計算の基礎となっている組合員期間 35 年(420 月)
追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間) 7 年(84 月)
追加費用対象期間に係る部分 $(150 \text{ 万円} + 50 \text{ 万円}) \times 84 \text{ 月} / 420 \text{ 月} = 40 \text{ 万円}$

(3) 老齢基礎年金 50 万円

遺族共済年金 210 万円 $\times 2/3$ + 退職共済年金 150 万円 $\times 1/2$ + 老齢基礎年金 50 万円 = 265 万円となり、230 万円を上回っていますので、年金額が改定されます。(複数の共済年金が支給されているときは、総支給額が 230 万円を超えている場合、年金額が改定されます。)

遺族共済年金の控除計算

① 27% 計算による額

$210 \text{ 万円} - 42 \text{ 万円} \times 27\% = 198.7 \text{ 万円(年金額)}$

$198.7 \text{ 万円} \times 2/3 = 132.5 \text{ 万円(支給額)}$

② 10% 計算による額

$210 \text{ 万円} - 210 \text{ 万円} \times 10\% = 189 \text{ 万円(年金額)}$

$189 \text{ 万円} \times 2/3 = 126 \text{ 万円(支給額)}$

退職共済年金の控除計算

① 27% 計算による額

$150 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} \times 27\% = 139.2 \text{ 万円(年金額)}$

$139.2 \text{ 万円} \times 1/2 = 69.6 \text{ 万円(支給額)}$

② 10% 計算による額

$150 \text{ 万円} - (150 \text{ 万円} + 50 \text{ 万円}) \times 10\% = 130 \text{ 万円(年金額)}$

$130 \text{ 万円} \times 1/2 = 65 \text{ 万円(支給額)}$

控除後の総支給額

① それぞれ控除後の多い方の年金額をもとに計算した総支給額

$132.5 \text{ 万円(遺族共済年金)} + 69.6 \text{ 万円(退職共済年金)} + 50 \text{ 万円(老齢基礎年金)}$

=252.1 万円

②230 万円

この計算例の場合、①と②の額を比較しますと、①の額が多い額になりますので、改定後の年金額は、遺族共済年金 198.7 万円(うち支給額 132.5 万円)、退職共済年金 139.2 万円(うち支給額 69.6 万円)(老齢基礎年金は 50 万円のまま)となります。

【事例 6】 遺族共済年金全額支給＋退職年金 1/2 支給を受給している方の場合

(1)遺族共済年金

現在の年金額	遺族共済年金 210 万円
遺族共済年金の額の計算の基礎となっている組合員期間	40 年(480 月)
追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間)	8 年(96 月)
追加費用対象期間に係る部分	$210 \text{ 万円} \times 96 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 42 \text{ 万円}$

(2)退職年金

現在の年金額	退職年金 150 万円(うち支給額 75 万円)
退職年金の額の計算の基礎となっている組合員期間	25 年
追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間)	8 年
追加費用対象期間に係る部分	$150 \text{ 万円} \times 8 \text{ 年} / 25 \text{ 年} = 48 \text{ 万円}$

遺族共済年金 210 万円＋退職年金 150 万円 \times 1/2 = 285 万円となり、230 万円を上回っていますので、年金額が改定されます。(複数の共済年金が支給されているときは、総支給額が 230 万円を超えている場合、年金額が改定されます。)

遺族共済年金の控除計算

①27%計算による額

$210 \text{ 万円} - 42 \text{ 万円} \times 27\% = \underline{198.7 \text{ 万円}}$

②10%計算による額

$210 \text{ 万円} - 210 \text{ 万円} \times 10\% = \underline{189 \text{ 万円}}$

退職年金の控除計算

①27%計算による額

$150 \text{ 万円} - 48 \text{ 万円} \times 27\% = \underline{137 \text{ 万円(年金額)}}$

$137 \text{ 万円} \times 1/2 = \underline{68.5 \text{ 万円(支給額)}}$

②10%計算による額

$150 \text{ 万円} - 150 \text{ 万円} \times 10\% = \underline{135 \text{ 万円(年金額)}}$

$135 \text{ 万円} \times 1/2 = \underline{67.5 \text{ 万円(支給額)}}$

控除後の総支給額

①それぞれ控除後の多い方の年金額をもとに計算した総支給額

$198.7 \text{ 万円(遺族共済年金)} + 68.5 \text{ 万円(退職年金)} = \underline{267.2 \text{ 万円}}$

②230 万円

この計算例の場合、①と②の額を比較しますと、①の額が多い額になりますので、改定後の年金額は、遺族共済年金 198.7 万円、退職年金 137 万円(うち支給額 68.5 万円)となります。

【事例 7】 退職年金と遺族年金を受給している方の場合

(1) 退職年金

現在の年金額	退職年金 100 万円
退職年金の額の計算の基礎となっている組合員期間	20 年
追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間)	7 年
追加費用対象期間に係る部分	$100 \text{ 万円} \times 7 \text{ 年} / 20 \text{ 年} = 35 \text{ 万円}$

(2) 遺族年金

現在の年金額	遺族年金 140 万円
遺族年金の額の計算の基礎となっている組合員期間	30 年
追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間)	10 年
追加費用対象期間に係る部分	$140 \text{ 万円} \times 10 \text{ 年} / 30 \text{ 年} = 47 \text{ 万円}$

退職年金 100 万円 + 遺族年金 140 万円 = 240 万円となり、230 万円を上回っていますので、年金額が改定されます。(複数の共済年金が支給されているときは、総支給額が 230 万円を超えている場合、年金額が改定されます。)

退職年金の控除計算

① 27% 計算による額

$$100 \text{ 万円} - 35 \text{ 万円} \times 27\% = \underline{90.6 \text{ 万円}} \quad \text{※控除額} = 9.4 \text{ 万円}$$

② 10% 計算による額

$$100 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} \times 10\% = \underline{90 \text{ 万円}}$$

遺族年金の控除計算

① 27% 計算による額

$$140 \text{ 万円} - 47 \text{ 万円} \times 27\% = \underline{127.3 \text{ 万円}} \quad \text{※控除額} = 12.7 \text{ 万円}$$

② 10% 計算による額

$$140 \text{ 万円} - 140 \text{ 万円} \times 10\% = \underline{126 \text{ 万円}}$$

控除後の総支給額

① それぞれ減額後の多い方の年金額をもとに計算した総支給額

$$90.6 \text{ 万円(退職年金)} + 127.3 \text{ 万円(遺族年金)} = \underline{217.9 \text{ 万円}}$$

② 230 万円

この計算例の場合、①と②の額を比較しますと、②の額が多い額になりますので、改定後の総支給額が 230 万円となるよう退職年金及び遺族年金へ次の計算により控除額の調整を行います。

差分保障の計算

$230 \text{ 万円} - 217.9 \text{ 万円} = 12.1 \text{ 万円}$ が過大に控除されているため、総支給額が 230 万円になるよう退職年金及び遺族年金に対し次の計算による額が戻されます。

①退職年金への戻し額

$$=12.1 \text{ 万円} \times 9.4 \text{ 万円} / (9.4 \text{ 万円} + 12.7 \text{ 万円}) \doteq 5.1 \text{ 万円}$$

②遺族年金への戻し額

$$=12.1 \text{ 万円} \times 12.7 \text{ 万円} / (9.4 \text{ 万円} + 12.7 \text{ 万円}) \doteq 7.0 \text{ 万円}$$

③差分保障後の年金額

$$\text{退職年金 } 90.6 \text{ 万円} + 5.1 \text{ 万円} = \underline{95.7 \text{ 万円}}$$

$$\text{遺族年金 } 127.3 \text{ 万円} + 7.0 \text{ 万円} = \underline{134.3 \text{ 万円}}$$

$$95.8 \text{ 万円} + 134.2 \text{ 万円} = \underline{230 \text{ 万円}}$$

改定後の年金額は、退職年金 95.7 万円、遺族年金 134.32 万円となります。

実施時期

平成 25 年 10 月定期支給期分(平成 25 年 8 月分)以降の年金額から引き下げられます。

減額の対象となる方への今後のお知らせスケジュール

- 9 月 6 日発送予定 …「年金額改定通知書」等を送付
- 10 月上旬 …「年金支払通知書」を送付

お問い合わせの多いご質問例

質問 国家公務員共済組合連合会から共済年金 120 万円、日本年金機構から厚生年金
1 100 万円、老齢基礎年金 60 万円の年金を受給していますが、10 月定期支給期分以降の年金額は改定されますか。

答え 10 月定期支給期分以降の年金額の改定は、追加費用対象期間(昭和 34 年以前の公務員期間)が年金額の計算の基礎となっている場合で、国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済制度から支給される共済年金、日本年金機構から支給される基礎年金の合計額が 230 万円を超える場合に行われます(厚生年金は合計額の対象になりません)。

ご質問のケースでは合計額が 180 万円となりますので、年金額の改定はありません。

質問 昭和 34 年以前の公務員であった期間はわかりませんが、それに対応する年金額はどの
2 ように計算すればよいですか。

答え 上記の計算例をご覧ください。また、年金証書記号番号を教えていただければ、当会でも対応致します。年金証書記号番号は、年金証書や毎年 6 月上旬に送付させていただいている「年金支払通知書」に記載されておりますので、そちらをご確認ください。

質問 年金額が改定される場合、今後、どのような連絡があるのでしょうか。
3

答え 年金額が改定される方には、9月上旬に「年金額改定通知書」を、10月の定期支給期前に「年金支払通知書」(10月定期支給期分のみ記載(※))を送付させていただきます。

(※)平成25年12月定期支給期分から特例水準の解消による年金額の改定が予定されておりますので、10月定期支給期分のみの記載となっております。
12月定期支給期以降の改定後の年金額等は改めてお知らせします。